

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 松島町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
2,090	1,513	182	3,784

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	5,310	5,108	202	158	301	6,273	
松島区外区有財産特別会計	2	2	0	0	-	-	
一般会計等	5,311	5,110	202	158		6,273	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
①公営企業会計(法適)								
水道事業会計	629	566	63	989	-	433	-	法適用企業
②公営企業会計(法非適)								
観瀾亭等特別会計	119	114	5	5	24	-	-	
下水道事業特別会計	1,933	1,905	28	28	440	6,441	4,753	
③公営企業以外の公営事業								
国民健康保険特別会計	1,914	1,763	150	150	181	-	-	
介護保険特別会計	1,056	1,037	19	19	197	-	-	
後期高齢者医療特別会計	153	148	5	5	37	-	-	
老人保健特別会計	238	219	19	19	12	-	-	
介護サービス事業特別会計	3	3	0	0	-	-	-	
公営企業会計等 計				1,215		6,874	4,753	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。  
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
宮城東部衛生処理組合	1,285	1,273	13	13	3	1,300	71	
塩釜地区環境組合	411	398	13	13	12	780	79	
塩釜地区消防事務組合	2,161	2,136	25	25	19	253	19	
宮城県市町村職員退職手当組合	19,550	18,656	894	894	3,467	-	-	
宮城県市町村非常勤消防団員補償費組合	763	760	4	4	-	-	-	
宮城県市町村自治振興センター	136	130	6	6	-	-	-	
宮城県後期高齢者医療広域組合	1,830	1,803	27	27	14	-	-	
宮城県後期高齢者医療事業会計	173,676	167,902	5,774	5,774	2,160	-	-	
吉田川流域沼地大和町外2市4町村組合	2	1	0	0	-	-	-	
一部事務組合等 計				982		2,333	169	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
品井沼ステーション(有)	0	7	0	1	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			0	1	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
財政調整基金	616	648	32
減債基金	215	251	36
その他充当可能基金	840	811	△ 29
充当可能基金 計	1,670	1,711	41

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計名)	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.28	4.17	0.89	△ 15.00	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	36.69	36.27	△ 0.42	△ 20.00	△ 40.00	観瀾亭等特別会計	-	-	-
実質公債費比率	14.8	14.1	△ 0.7	25.0	35.0	下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	102.5	95.7	△ 6.8	350.0					
財政力指数	0.51	0.52	0.01						
経常収支比率	88.8	84.8	△ 4.0						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。  
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。  
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。

【参考】  
表の見方

これはモデル的な記載方法を示したものであり、団体によって記載方法に多少違いがあることを御了承ください。

内訳・計共に千円単位のデータを百万円単位で表示しているため、内訳と計が一致しない場合があります。

## 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

団体名 ○○市

(単位:百万円)

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
3,100	1,900	200	4,200

### 1. 一般会計等の財政状況

基金からの繰入を含みます。

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	1,000	900	100	80	40	3,000	
○○会計	50	40	10	10	-	-	
××会計	40	30	10	10	-	-	
...							
一般会計等	1,060	950	110	90		3,000	

(単位:百万円)

「一般会計等」に含まれる各会計間のお金の出し入れが重複計上されないように調整した金額です。よって、「一般会計等」=「各会計の和」になるとは限りません。

### 2. 公営企業会計等の財政状況

基金からの繰入を含みます。

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	700	600	100	50	80	500	400	
下水道事業会計	700	700	0	0	70	700	600	
国民健康保険事業会計	200	180	20	20	20	-	-	
...								
公営企業会計等 計				70		1,200	1,000	

(単位:百万円)

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づきのものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高の法適用比率に算入される部分の金額である。

### 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

基金からの繰入を含みます。

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
□□事務組合	900	860	40	30	100	800	500	
...	300	290	10	10	-	-	-	
一部事務組合等 計				40		800	500	

(単位:百万円)

加入する全ての一部事務組合等を記載しています。なお、金額は各一部事務組合の決算数値そのものであり、構成団体間で按分はしていません。

### 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
◎◎土地開発公社	△ 50	10	10	3	-	80	-	-	
★★道路公社	△ 20	10	30	-	-	-	-	-	
◇◇財団	400	20	5	1	50	-	-	-	
...									
地方公社・第三セクター等 計			45	4	50	80	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

### 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
財政調整基金	100	120	20
減債基金	50	60	10
その他充当可能基金	230	200	△ 30
充当可能基金 計	380	380	0

当該団体が出資する会社法法人・民法法人・地方三公社・地方独立行政法人のうち、①又は②の条件を満たす法人が掲載対象です。

- ①当該市町村からの出資比率が全体の25%以上  
 ②当該市町村から補助金を出している

当該団体が交付した全ての補助金(負担金・交付金含む)が該当します。

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

### 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計名)	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.10	2.14	0.04	△ 15.00	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	3.80	3.70	△ 0.10	△ 20.00	△ 40.00	下水道事業会計	-	-	-
実質公債費比率	10.5	10.4	△ 0.1	25.0	35.0				
将来負担比率	110.1	105.1	△ 5.0	350.0					
財政力指数	0.61	0.62	0.01						
經常収支比率	97.3	92.2	△ 0.1						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。

## 財政状況等一覧表 用語解説

### 共通事項

標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模をいいます。 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に準じ、標準税収入額等、普通交付税のほか、臨時財政対策債発行可能額を加えた額になります。
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 1. 一般会計等の財政状況～3. 関係する一部事務組合等

法適用企業	地方公営企業法の全部又は一部を適用している公営企業であり、経理事務を企業会計方式で行っているものをいいます。
法非適用企業	地方公営企業法を適用していない公営企業であり、地方財政法第6条等の規定により特別会計を設け、官庁会計方式で経理事務を行っているものをいいます。
形式収支	歳入から歳出を差し引いた額をいいます。
実質収支	形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額をいいます。 通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。
総収益	一年間の経営活動によって得た収入をいい、営業収益、営業外収益、特別利益の和になります。
総費用	一年間の経営活動のために使われる支出をいい、営業費用、営業外費用、特別損失の和になります。
純損益	総収益から総収入を差し引いた額をいいます。
資金剰余額／不足額	公営企業ごとの資金収支の累積剰余額(不足額)をいいます。
繰入金	地方公共団体の各会計(一般会計・特別会計・基金等)間における現金の移動のことをいいます。
地方債現在高	地方債とは、地方公共団体が必要とする資金を外部から調達するために負担する債務のことで、いわば「地方公共団体の借金」です。地方債現在高は、その「地方公共団体の借金」の残高をいいます。
一般会計等繰入見込額	一般会計等に属さない公営事業会計や一部事務組合等に係る地方債の償還に充てる、当該団体の一般会計等からの繰入見込額をいいます。

### 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

經常損益	営業収益と営業外収益の和(經常収益)から、営業費用と営業外費用(經常費用)の和を差し引いたものをいいます。
純資産	資産(企業の所有に属する財物又は権利で、経済的な価値をもつもの)から負債を差し引いたものをいいます。
債務保証・損失補償	法人等が金融機関等から融資を受け、その債務が履行されない場合、地方公共団体が代位弁済することを定めた契約を締結することを債務保証といいます。 一方、損失補償は、損失が生じた場合に、その損失の穴埋めをする契約を地方公共団体及び金融機関等間で締結することをいいます。
一般会計等負担見込額	当該法人等の負債のうち、当該団体の一般会計等が負担する見込額をいいます。

### 5. 充当可能基金の状況

財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金をいいます。
減債基金	地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金をいいます。

## 6. 財政指標の状況

実質赤字比率	一般会計等の実質収支の赤字額(実質赤字額)が標準財政規模に占める割合を表す比率です。収支が赤字の場合には負数(△～)、黒字の場合には正数で記載しています。
連結実質赤字比率	全会計の赤字額(「実質赤字額」と「資金不足額」の合計)が標準財政規模に占める割合を表す比率です。赤字の場合には負数(△～)、黒字の場合には正数で記載しています。
実質公債費比率	「公営企業に対する一般会計繰出金」や「一部事務組合に対する負担金・補助金」などのうち公債費に充当されたもの等を含めた「実質的な公債費」に費やした一般財源の額が、標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率です。 地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に許可を要する団体(18.0%以上)の判定に用いるために平成17年度決算分から算定している地方財政法の実質公債費比率と同じです。
将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、「将来負担すべき実質的な負債」に充当すると見込まれる一般財源の額が、標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率です。この比率が高い場合、将来的に「実質的な公債費」が大きくなる可能性が高くなります。 「将来負担すべき実質的な負債」に充当すると見込まれる一般財源の額が0以下の場合、将来負担比率を「-」で記載しています。
早期健全化基準	財政状況が悪化した場合に、自主的かつ計画的に財政健全化を図るべき基準として、健全化判断比率の4指標(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)それぞれについて定められた数値です。
財政再生基準	財政状況の著しい悪化により自主的な財政健全化が困難な状況において、計画的に財政健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3指標それぞれについて定められた数値です。
資金不足比率	公営企業会計ごとの「資金不足額」が事業の規模に占める割合を表す比率です。「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業では一年以内に支払うべきもの(流動負債)の額が、一年以内に換金できるもの(流動資産)の額を超える場合、その額(不良債務)を基本に算定します。地方公営企業法非適用企業では、一般会計等の実質赤字額と同様に算定します。
経営健全化基準	地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。
財政力指数	基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヶ年の平均値をいい、この数値が大きいほど財政力が強いとみることができます。
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、地方税や普通交付税等の毎年度継続して入ってくる使い道の自由な収入(経常的一般財源)がどれくらいの割合で人件費、扶助費、公債費等のように容易に削減することのできない経常的経費に充てられているかを数値として表したもので、この数値が大きいほど財政構造が硬直していることとなります。